

8月11日は 人権を確かめあう日です

桑名市は「差別のない明るい都市」をめざし、同和対策審議会答申が出された8月11日を「人権を確かめあう日」と定め、人権が守られるまちづくりを推進しています。



同和対策審議会答申は、1965年に内閣総理大臣の諮問に対して行われた答申です。その答申では「同和問題が憲法の基本的人権にかかわるものであり、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

私たち一人ひとりが幸せに豊かに生きていくために、この機会に人権の視点で、日常生活を振り返ってみましょう。

◆ホームページ

桑名市ホームページ ⇒ 人権(主な機関・施設) ⇒ 桑名市人権センター は一とふる

発行・お問合せ先

桑名市役所 桑名市人権センター

桑名市中央町三丁目79番地 くわなメディアライヴ2階

☎ 0594-27-6677

E-mail: jinkenm@city.kuwana.lg.jp

再生紙を使用しています。

人権を確かめあう日 8月11日



桑名市人権啓発標語入選作品

関係ない その姿勢こそが 傷つける

人権尊重都市宣言・差別撤廃条例制定都市 桑名市

「人権」とは

人権とは、「人が人らしく幸せに生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

しかし、同和問題をはじめ、子ども・女性・障害者・高齢者・外国人・HIV感染者・性的マイノリティへの偏見や差別など、さまざまな人権侵害が発生しています。

人権が尊重される社会をつかっていくためには、このような人権侵害を自分自身の問題ととらえ、重要な解決すべき課題であると認識することが大切です。

「同和問題」とは

同和問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上でいろいろな差別を受けるといった重大で深刻な人権問題です。

残念ながら、今なお差別発言、差別待遇のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

このような差別は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されているという問題であり、決して許されないものです。私たち一人ひとりが同和問題について正しい知識を身につけ、理解を深めることが差別解消に繋がるのではないのでしょうか。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 について

平成28年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

現在も部落差別が存在する事実、情報化にともなう新たな差別が作りだされていることなど、差別や偏見に基づくこうした行為は、決して許されないものです。

平成26年の桑名市「人権問題に関する意識調査」において、日常生活の中で、自分の周りで人権侵害にあたる事象が起きていてもそれに気づかなかったり、気づいていても、自分には関係ないと無関心をよそおったりする人もいることが明らかになっています。

傍観者でいることは差別を黙認することであり、自らが差別をしていることと何ら変わりがないと、しっかりと認識しなければなりません。

一人ひとりが、同和問題をはじめとする人権問題を自分自身の問題として捉え、正しい知識を身につけ、差別のない社会の実現に向けて、取り組んで行きましょう。